

## 沖縄県留置施設視察委員会に関する規則

発出年月日：平成19年5月18日  
文書番号：沖縄県公安委員会規則6  
公表範囲：全文

改正 前略…平成26.3公規則7

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び沖縄県留置施設視察委員会条例（平成19年沖縄県条例第25号）第6条の規定に基づき、沖縄県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供及び委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者（法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初に開かれる委員会の会議（以下「会議」という。）において、委員会に対し、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報として、次に掲げる事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用及び摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 自弁の嗜好品の摂取及び自弁の書籍等の閲覧の停止措置の実施状況
- (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具並びに保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、警察本部長又は公安委員会に対する事実の申告及び警察本部長、監査官又は留置業務管理者に対する苦情の申出の状況並びにこれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、会議において、委員会に対し、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議)

第3条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 警察本部警務部監察課長は、必要があると認めるときは、委員長に対し会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会議の開催日時、出席者及び議事の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警察本部警務部監察課において調製し、保存する。